

大多喜町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画等策定業務仕様書

1 業務名

大多喜町一般廃棄物(ごみ)処理計画等策定業務

2 委託業務

委託する業務内容は、下記の3業務とする。

- (1) 大多喜町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(別紙1)
- (2) 大多喜町可燃ごみ中継施設整備基本構想(別紙2)
- (3) 大多喜町循環型社会形成推進地域計画(別紙3)

3 委託期間

本計画の策定期間は、それぞれの委託のとおりとする。

- (1) 大多喜町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
契約締結日から令和8年3月25日
- (2) 大多喜町可燃ごみ中継施設整備基本構想
契約締結日から令和8年3月25日
- (3) 大多喜町循環型社会形成推進地域計画
契約締結日から令和8年11月30日

4 対象地域

千葉県大多喜町内

千葉県夷隅郡大多喜町弥喜用562番地地先

環境センター敷地内及び一段下の資材置場敷地

5 業務に必要な届出書類

受託者は、各契約締結後、速やかに町の指定する担当職員と打合せを行うとともに、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届及び行程表
- (2) 業務計画書
- (3) 業務実施体制届及び管理技術担当者届
- (4) その他、町が必要と認める書類

6 業務履行の確認

受託者は、業務完了時後、速やかに以下の書類を提出し、町の完了検査を受けること。

- (1) 業務完了届
- (2) 納品書

- (3) 成果品（提出すべき成果品は、各業務の別紙仕様書のとおりとし、町の検査を受け、検査後に成果品の受け渡しを行うものとする。）

7 留意事項

- (1) 受託者は、業務の詳細について常に町と連絡をとり、十分な打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。
- (2) 受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示ない項目について疑義があるときは、速やかに町と協議の上、町の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、町の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 成果品及び本業務におけるあらゆる作成物の所有権、著作権は町に帰属するものとし、町が自由に加工、増刷等を行い、公表できるものとする。
- (6) 各種資料の内容や作成期限、各会議の開催日等の詳細なスケジュールについては、記載のあるものを除き、別途指定する。

8 委託料の上限額（消費税及び地方消費税含む。）

委託料総額は18,170,000円以内とする

- (1) 大多喜町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

5,460,000円以内とする。

- (2) 大多喜町中継施設整備基本構想

9,147,000円以内とする。

- (3) 大多喜町循環型社会形成推進地域計画

令和7年度は、1,781,000円以内とする。

令和8年度は、1,782,000円以内とする。

大多喜町循環型社会形成推進地域計画の総額は、3,563,000円以内とする。

9 契約及び支払い方法

- (1) 契約は、上記8(1)～(3)の計画ごとに契約するものとする。
- (2) 委託料の支払いについては、契約ごとに支払うものとする。
- (3) 委託料の消費税については、税率を10%で積算するものとする。

大多喜町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画仕様書

1 業務名

大多喜町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画仕様書策定業務

2 業務の目的

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、大多喜町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画が目標年度を迎えるにあたり、新たな一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を策定することを目的とする。

3 業務の内容

(1) 計画策定の位置づけ等

ア 計画の背景と位置づけ

計画策定の法的根拠や社会的背景、関連計画との関係について整理する。

イ 計画対象区域

大多喜町全域とする

ウ 計画の目標年度

令和 22 年度とする。

(2) 基本事項の整理

ア 地域概況の整理

計画対象地域の以下に示す事項について収集と整理を行う。

- ① 位置、地勢、気候
- ② 人口動態・分布
- ③ 産業の動向、土地利用
- ④ 将来計画（総合計画、その他関連計画）

イ ごみ処理の現況把握

既往の資料に基づき、本町におけるごみの発生、収集・運搬、中間処理及び最終処分の状況について実態を整理する。

① ごみの種類別発生量の現況

- 家庭系ごみ及び事業系ごみについて、原則として過去 5 か年以上の実績により種類ごとに発生量を把握し、整理・検討する。
- ごみの種類は、原則として、生活系及び事業系の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（集団回収含む）とする。

② ごみの性状

ごみの種類別、焼却灰・飛灰の組成及び発熱量について、原則として過去5か年以上の実績を把握し、ごみ質の地域特性を確認し、把握・整理する。

③ ごみ処理体制

ごみの発生・排出抑制、分別区分、収集・運搬、中間処理、最終処分等に関わる運営管理などを整理する。

④ ごみ処理の実績

ごみの種類別発生量、減量化・再生利用、収集・運搬、中間処理、最終処分、温室効果ガス排出量等の状況について、原則として過去5か年以上の実績を把握・整理する。また、直近年の実績をフローチャート等で図示する。また、ごみ処理に係る財政及び処理コストについて、過去3か年以上の実績を把握・整理する。

ウ ごみ処理行政等の動向

① ごみ処理行政の動向

国、都道府県、近隣市町村におけるごみ処理行政の動向について整理する。また、ごみ処理広域化の状況についても整理する。

② 関係法令等

ごみ処理に関する法令、国や都道府県の廃棄物処理に関する基本方針や基本計画、環境保全などのごみ処理に関する法令の整理を行う。

③ ごみ処理技術の動向

最近のごみ処理技術に関する動向を調査し整理する。

(3) ごみ処理の課題の抽出・整理

前項で整理した結果をもとに、現行計画の取組み状況の評価を行い、発生・排出抑制、資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみ処理経費などのごみ処理行政の課題について、の抽出・整理を行う。

(4) ごみ処理基本計画の基本方針等

ごみ処理基本計画の基本方針を明らかにする。

ア 基本方針

ごみ処理基本計画の基本方針を明らかにする。

イ 他の計画との関連

関係法令、上位計画、市町村の関連計画との関係について整理する。

ウ 目標年次

目標年次は原則として計画作成時より15年後とし、必要に応じて中間目標年次を設ける。

(5) ごみ処理基本計画の内容

ア ごみの発生量及び処理量の見込

現況のごみ排出量を発生源別に家庭系ごみ、事業系ごみ及び直接搬入ごみ、資源ごみ等について調査し、人口統計、産業構造等を考慮して、将来の計画目標年次に至るまで

のごみ減量化量・再生利用量、排出量等をごみの種類別に推計する。推計は、現状施策のまま推移する発生量及び処理量を推計するとともに、新たな施策を実施する場合の発生量及び処理量を推計する。

- ① ごみの減量化量・再生利用量の見込み
- ② ごみの発生量、処理量の見込み

イ ごみの排出抑制のための方策

- ① 減量や資源化、適正処理に関する施策の検討
- ② 食品ロス関連施策の検討
- ③ プラスチック資源循環関連施策の検討
- ④ 分別区分についての検討

ウ ごみ処理基本計画の作成

処理基本計画は、前項の検討内容を踏まえ、計画目標年に至るまでの以下に挙げる項施策を検討する。

- ① 発生・排出抑制計画
- ② 資源化計画
- ③ 収集・運搬計画
- ④ 中間処理計画
- ⑤ 最終処分計画
- ⑥ 廃棄物処理施設整備に関する事項
- ⑦ その他必要な計画

エ 推進体制とスケジュール

計画で定めた施策について、実施スケジュールをまとめる。

4 パブリックコメント支援

町で実施するパブリックコメントにあたり、町から提供する資料をもとに、意見の集約、必要に応じ成果への反映を行う。

5 成果品

大多喜町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画データ一式

なお、提出するデータのファイル形式は、ワード、エクセル、パワーポイントを用い事前に発注する事業課と協議することとする。

6 委託料の上限額（消費税及び地方消費税含む。）

5,460,000円以内とする。

大多喜町可燃ごみ中継施設整備基本構想策定業務仕様書

1 業務名

大多喜町可燃ごみ中継施設整備基本構想策定業務

2 業務の目的

本業務は、本町が市原市とのごみ処理広域化を進めるにあたり、収集運搬効率の改善、災害時の対応強化に伴い、可燃ごみ中継施設の整備にあたり基本となる事項を検討すること並びに新設の場合と既存施設の敷地内利用(建屋敷地内の活用)を比較検討し、可燃ごみ中継施設の整備方法の構想を策定することを目的とする。

3 対象地域

千葉県大多喜町弥喜用 5 6 2 番地地先

環境センター敷地内及び一段下の資材置場敷地

4 対象施設及び建設候補地

(1) 対象施設 可燃ごみ中継施設 (R14 予測 5.2 t / 日程度)

(2) 建設候補地 千葉県大多喜町弥喜用 5 6 2 番地地先
環境センター敷地内及び一段下の資材置場敷地

5 業務の内容

(1) 現状把握

ア 基本事項の整理

対象となる可燃ごみ処理の現状等について、一般廃棄物処理基本計画及び循環型社会形成推進地域計画を踏まえ、以下の項目を整理する。

- ① 基本構想の趣旨
- ② 基本構想の位置づけ
- ③ 対象地域
- ④ 経緯
- ⑤ その他必要な事項

イ 地域概要の整理

対象地域について以下の項目を整理する。

- ① 対象地域の面積、
- ② 人口等の動態
- ③ 対象地域から市原市次期福増クリーンセンターまでの交通網

④ 関連計画等

ウ 対象ごみ量の整理

対象施設に関連するごみ量について実績及び将来の量を整理する。

エ 建設候補地の基本条件の整理

建設候補地について以下の項目を整理する。

- ① 立地条件（位置、面積、既存の建屋の状況等）
- ② 地形・地質
- ③ 周辺の土地利用状況
- ④ 搬入出道路の状況
- ⑤ ユーティリティー条件（電気、上下水道）
- ⑥ その他整備に必要な事項
- ⑦ 関係法令の規制状況
- ⑧ 車両等の搬入出条件（搬入出経路、搬入出時間、車両種類等）
- ⑨ 既存ごみ処理施設を撤去して建設する場合と資材置き場に新設する場合との比較検討

(2) 中継方式の検討

ア 中継処理方式の事例調査

他事例等をもとに、可燃ごみ中継処理施設の処理方式等を整理する。

- ① 処理方式の種類及び特徴
- ② 規模別の導入事例
- ③ その他必要な事項

イ 中継方式の決定

上記アで整理した処理方式等について、現状把握欠課を踏まえて比較整理し、本事業に適した中継処理方式を決定する。

(3) 整備内容の検討

ア 処理フロー及び規模の検討

対象ごみに関連する処理フローを整理するとともに、施設規模を設定する。なお、人口及びごみ量は「大多喜町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画作成業務」を参照する

- ① 対象ごみ及び処理フローの設定
- ② 施設規模の算定

イ 公害防止基準の検討

関係法令及び関連施設の自主基準等をもとに、対象施設の公害防止基準を検討する。

ウ 土木建築計画

既存施設の解体・撤去工事とあわせ、土木・建築計画を整理するものとする。

エ プラント設備計画

調査結果を踏まえ、本施設で導入する場合に基本となるプラント設備を設定する

(4) 事業方式及び財源の検討

前項の検討内容を踏まえ、建設工事費及び運営維持管理費（20年間）を整理するものとする。なお、事業費の整理にあたっては、事業者に見積徴収を1回行う。また、事業スケジュールを立案するものとする。

(5) 基本構想のとりまとめ

(1)～(4)の検討結果をもとに、可燃ごみ中継処理施設整備基本構想としてとりまとめる。また、概要版を別途作成するものとする。

6 成果品

大多喜町可燃ごみ中継施設整備基本構想データ一式

なお、提出するデータのファイル形式は、ワード、エクセル、パワーポイントを用い事前に発注する事業課と協議することとする。

7 委託料の上限額（消費税及び地方消費税含む。）

9,147,000円以内とする。

大多喜町循環型社会形成推進地域計画仕様書

1 業務名

大多喜町循環型社会形成推進地域計画策定業務

2 業務の目的

本業務は、本町が令和 8 年度に市原市で作成及び提出予定の(仮称)市原市・夷隅郡市循環型社会形成推進地域計画(以下、「地域計画」という。)の本町分の作成を行うものであるため、それを踏まえた計画策定を行うことを目的とする。

地域計画策定にあたっては、最新の「循環型社会形成推進交付金要綱」、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」(環境省)に基づくこととする。

3 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

計画地域の施設位置等、計画に必要な情報を示した地図を作成する。

(2) 計画期間

5 年間とする。ただし、計画期間が 5 年では妥当ではないと判断する場合は、7 年を限度として設定する。

(3) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

広域化・集約化の検討状況について、関係市町間の調整状況、広域化・集約化の達成年度などの目標、施設整備の広域化・集約化における位置づけ等、具体的に記載する。

(4) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

本項は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく取組みとして、対象地域におけるプラスチック資源の分別収集及び再商品化の実施状況について記載する。

4 循環型社会形成推進のための現状と目標(一般廃棄物の処理)

(1) 対象地域

計画地域の施設位置等、計画に必要な情報を示した地図を作成する。

(2) 一般廃棄物の処理の現状と目標

過去 5 年以上の一般廃棄物の排出量、再生利用量、エネルギー回収量、最終処分量の推移を把握し、直近年の実績をフローチャート等で整理する。

また、目標達成時の一般廃棄物の処理状況フローを作成する。

(3) 目標達成に向けた施策・処理体制(一般廃棄物の処理)

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

エ 処理施設等の整備

オ その他の施策

(4) 計画フォローアップと事後評価

ア 計画のフォローアップ

計画の進捗状況の把握に関する事項を検討・整理する。

イ 事後評価及び計画の見直し

計画の事後評価、計画の見直しに関する事項を検討・整理する。

(5) 総括表（交付期間における各年度別の交付対象事業の概算事業費）

(6) 添付資料について

地域計画に添付が必要な以下の資料をとりまとめる。なお、地域計画の承認にあたり、県や国により追加の資料を求められた場合は、協力すること。

ア 対象地域図

イ 計画開始前過去5年程度から目標年度までの各年度ごとのトレンドグラフ

ウ 対象地域内の施設の現況と予定（位置図）※浄化槽整備区域等は町より提供する。

エ 廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ

オ 国土強靱化地域計画（事業が記載されている部分の抜粋）

カ 様式1 循環型社会形成推進交付金等事業計画総括表1

キ 様式1 循環型社会形成推進交付金等事業計画総括表2

ク 参考資料様式（該当するもの）

ケ その他、参考資料等、必要な書類（ある場合）

5 成果品

大多喜町循環型社会形成推進地域計画データー式

なお、提出するデータのファイル形式は、ワード、エクセル、パワーポイントを用い事前に発注する事業課と協議することとする。

6 委託料の上限額（消費税及び地方消費税含む。）

令和7年度は、1,781,000円以内とする。

令和8年度は、1,782,000円以内とする。

総額は、3,563,000円以内とする。